令和7年度匝瑳市一般会計予算など議案25件、議員発議案3件を承認・可決・同意

3月定例会

令和7年3月定例会は、2月28日に招集され、3月18日までの会期19日間をもって開かれた。

初日に市長から議案23件について、提案理由の説明があった。

その後、議案第7号について先議し、可決した。

5日は、議案に対する大綱質疑が行われ、その後、各常任委員会に議案を付託した。

5日、6日、7日、10日、11日には、予算決算、総務、文教福祉、産業建設の各常任委員会において、付託された議案等の詳細な審査を行った。

13日、14日には、議員10人による市政に対する一般質問を行った。

18日の最終日には、付託議案等に対する各常任委員長の審査報告があり、採決の結果、議案をすべて承認・可決、請願1件を採択し、陳情2件を継続審査とした。

市長から人事案件2件の追加議案があり、これに同意した。

その後、議員から発議案3件の提出があり、いずれも可決し、閉会した。

常任委員会の審査

総務常任委員会

■議案第10号
匝瑳市職員の給与に関する条例等の改正

問 今回の条例の改正によって市の負担はどのくらいになるか、概略を説明いただきたい。

答「総務課長」 条例改正による影響額については、4会計を合わせて約5、356万円の給与費の増を見込んでいる。

問 1人当たりではどうか。

答「総務課長」 正職員の場合で1人当たり地域手当と扶養手当の改正で約11万6、000円の増額となる。

問 八街市では係長級で年間40万円ほどの減額と聞いている。県の主導での地域手当ということだが、県内の給与水準が異なるので配慮しながら執行していただきたい。令和7年度予算に約5、356万円の増額は含まれているか。

答「財政課長」 含まれている。

問 地域手当を2%から始めて4%まで引き上げるとのことだが、激変緩和措置はどうなっているか。

答「総務課長」 令和8年度以降について、支給割合を段階的に引き上げる数値は現時点では示されていない。今後、国や県、近隣市町等の動向を踏まえて検討する。

■議案第13号
匝瑳市職員特殊勤務手当支給条例の改正

問 条文を削るのはなぜか。

答「総務課長」 これまで精神障害者業務に従事する職員の特殊勤務手当について現行では福祉課、野栄総合支所、健康管理課に勤務する職員を支給対象にしていたが、高齢者支援課においても支給要件に該当する業務に従事する場合があるほか、4月からは子育て支援推進課においても同様の業務が発生する可能性があるため、支給対象について部署を限定せず支給することとしたものである。

■議案第21号
匝瑳市東日本大震災復興基金条例を廃止する条例

問 廃止するとのことだが、どのような基金か。

答「企画課長」 「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を原資として、平成24年度に制定した基金条例である。24年度に2、900万円、25年度に1、500万円、寄付50万円、合計4、450万円を基金に積み立て、24年度以降、防災や復興、観光に係る財源として充当し、令和5年度に充当が全て完了したため廃止するものである。

問 残額はないということか。

答「企画課長」 お見込みのとおり。

◆審査結果

付託された議案7件について、議案第10号及び議案第11号は賛成多数、議案第12号から議案第21号までと議案第15号は賛成全員で原案可決、陳情2件は賛成全員で継続審査。

文教福祉常任委員会

■議案第20号
地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正

問 この議案については、介護保険法施行規則の一部改正に伴うというものなので、これに異論を挟む余地はないと考える。これを適用した時に、